

市第41号議案

横浜市印鑑条例の一部改正

横浜市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年9月6日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市印鑑条例の一部を改正する条例

横浜市印鑑条例（昭和52年3月横浜市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第17条に次の2項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）を提示し、区長が指定する電子計算機（入出力装置を含む。）に電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項に規定する暗証番号（以下「暗証番号」という。）を自ら入力して、規則で定めるところにより、印鑑登録証明書の交付を区長に申請することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カードを利用して、多機能端末機（横浜市手数料条例（平成12年3月横浜市条例第32号）第2条第13号に規定する多機能端末機をいう。）に暗証番号を自ら入力することにより、印鑑登録証明書の交付を区長に申請することができる。

第18条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、同条第4号

中「第19条」を「次条」に改め、同号を同条第 6 号とし、同条第 3 号の次に次の 2 号を加える。

- (4) 前条第 2 項又は第 3 項の場合において、暗証番号が正しく入力されなかったとき。
- (5) 前条第 2 項又は第 3 項の場合において、個人番号カードに記録された電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第 153 号）第22条第 1 項に規定する利用者証明用電子証明書の効力が失われているとき。

第19条中「記録したものに係るプリンターからの打出しを含む」を「記録し、当該記録したものをプリンターから打ち出したものをいう」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提 案 理 由

個人番号カードを利用する印鑑登録証明書の交付申請の制度を導入するため、横浜市印鑑条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市印鑑条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（印鑑登録証明書の交付申請）

第 17 条 （第 1 項省略）

2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）を提示し、区長が指定する電子計算機（入出力装置を含む。）に電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 120 号）第 42 条第 2 項に規定する暗証番号（以下「暗証番号」という。）を自ら入力して、規則で定めるところにより、印鑑登録証明書の交付を区長に申請することができる。

3 前 2 項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カードを利用して、多機能端末機（横浜市手数料条例（平成 12 年 3 月横浜市条例第 32 号）第 2 条第 13 号に規定する多機能端末機をいう。）に暗証番号を自ら入力することにより、印鑑登録証明書の交付を区長に申請することができる。

（印鑑登録証明書の交付申請の不受理）

第 18 条 区長は、次のいずれかに該当する場合は、印鑑登録証明書の交付申請を受理しないものとする。

（第 1 号から第 3 号まで省略）

(4) 前条第 2 項又は第 3 項の場合において、暗証番号が正しく入力されなかったとき。

(5) 前条第 2 項又は第 3 項の場合において、個人番号カードに記録された電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 22 条第 1 項に規定する利用者証明用電子証明書の効力が失われているとき。

(6) 次条
(4) 第 19 条の規定による方法以外の方法による証明を求められたとき。

(7)
(5)（本文省略）

(8)
(6)（本文省略）

（印鑑登録証明書の交付）

第 19 条 区長は、印鑑登録証明書の交付申請を受理したときは、印鑑登録原票に登録されている印影の写し（印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録し、当該記録したものをプリンターから打ち出したものを記録したものに係るプリンターからの打出しを含むいう。）に、第 6 条第 1 項第 3 号から第 5 号までに規定する事項を記載して認証し、印鑑登録証明書として交付する。